

農業経営者の皆さまへ

「農の雇用事業」 参加者募集！



＜お知らせ 平成31年度の主な見直し＞

- ①研修生の年齢制限を原則45歳未満から、50歳未満へ引き上げます。
- ②「働き方改革実行計画」の作成が必要となります。(これにより、「従来の定着状況一覧表兼離農等防止改善策実施状況」は不要となります。)
- ③従業員数が10人以上の経営体には、年間の新規採択数に上限が設定されます。ただし、独立希望者の受入れには上限を設けません。

なお、過去に農業次世代人材投資事業の準備型について研修を実施した農業法人等(以下「準備型受入法人等」)は、要件において経過措置の対象となります。

※詳細は必ず募集要領をご確認下さい。

全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業」(雇用就農者育成・独立支援タイプ)の参加者を募集します。

また、農業法人等が新たな農業法人の設立や経営継承して法人設立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成する「新法人設立支援タイプ」も併せて募集します。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、平成31年2月28～3月29日(必着)までに各都道府県農業会議に必要な申請書類を提出してください。

助成内容

【助成額】年間最大120万円(新法人設立支援タイプの3年目以降は年間最大60万円)

＜内訳＞ ①新規就業者に対する研修費 月額最大97,000円

助成額の上限は、9万7千円または研修生に支払った賃金月額のうち低い金額となります。

(新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円)

②指導者研修費 年間最大120,000円

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。

(新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大6万円)

【助成期間】最長24ヵ月(新法人設立支援タイプは最長48ヶ月)

平成31年度第1回募集・研修等の期間

募集期間	研修助成期間	研修生の採用日
2019年2月28日 ～2019年3月29日	2019年6月1日 ～2021年5月31日	2018年6月1日 ～2019年2月1日

(注)研修期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

(注)研修実施経費の一部を支援するものであり、経営資金や賃金の補助を目的とした事業ではありません。

事業参加にあたっての主な要件

必ず募集要領にて詳細をご確認ください！

【農業法人等の要件】(準備型受入法人等が研修生との間で有期雇用契約を締結して研修する場合の経過措置の内容については、(◆)で記載します。)

- ①おおむね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業体等であること。
- ②研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修指導者」(原則として、研修開始日時点で農業経験が5年以上ある役員又は従業員)を置くこと。なお、1人の研修生について、必要に応じて複数の研修指導者を置くことができる。
- ③研修生との間で、期間の定めのない雇用契約(正社員)を締結すること。(◆①農業法人等の役員等ではないこと。②独立等を前提とした研修・新法人設立支援タイプの場合は従業員として雇用契約を締結すること。◆③準備型受入法人等の場合は有期雇用でも可。)
- ④研修生を労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)に加入させること。(◆準備型受入法人等が研修生との間で有期雇用契約を締結する場合で、雇用保険の任意適用事業に該当する場合はこの限りでない)
また、法人の場合は社会保険(健康保険、厚生年金)にも加入させること。
- ⑤1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること。(◆準備型受入法人等が研修生との間で有期雇用契約を締結する場合は、25時間以上であること。研修生が障がい者の場合は20時間以上)
- ⑥従業員を常時10名以上雇用している事業体については、就業規則を整備していること。
- ⑦本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと。
- ⑧応募する年度の過去5ヶ年度に本事業の対象となった研修生が2人以上いる場合、農業に従事している研修生の数が、本事業の対象となった研修生の2分の1以上であること。(◆準備型受入法人等は過去の準備型研修生の数が2人以上いる場合、原則として、就農した研修生の数が過去に受け入れた準備型研修生の2分の1以上であること。)
- ⑨原則として、研修指導者等は一定期間内に雇用就農者の育成強化に資する研修・セミナーを受講すること。(例外は募集要領参照)
- ⑩同一年度内に新しく研修を行える人数は、従業員数10人以上で2人、20人以上では1人を上限とする。ただし、独立希望者(期限付研修生)の場合はこの上限を超えて受け入れることができる。研修終了後に期限付き研修生との当初の雇用契約期間を延長し、研修終了又は中止後1年以上継続雇用している場合は返還規定あり。

【研修生の要件】

- ①本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員採用日時点で50歳未満の者。
- ②研修開始時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満あること。なお、新法人設立支援タイプの場合は研修開始日時点で就業期間が4ヶ月以上であること。(◆準備型受入法人等が研修生との間で有期雇用契約を締結する場合は研修開始日までに12ヶ月未満である者。)
- ③過去の農業経験が正社員採用日時点で5年以内であること。
- ④農業法人等の代表者の3親等以内かつ同居している者でないこと。(例外は募集要領参照)
- ⑤過去に当該農業法人等の正社員ではなかったこと。

応募の流れについて

研修開始の原則
4ヶ月以上前かつ
1年以内に正社員
として採用

応募申請
(2月28日～
3月29日)

書類
審査

審査結果
通知
(5月下旬)

研修開始
(6月1日～)

◆事業に関する問い合わせは 都道府県農業会議へ **農の雇用** で検索！
詳しくはインターネットで URL <https://www.be-farmer.jp/nounokoyou/>